

大阪市立総合医療センター医療安全業務指針

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改定 令和 5 年 3 月 16 日

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

大阪市立総合医療センター（以下「当センター」という。）は、医療の専門化・細分化が進む中、高度医療・救急医療の先端技術を備えた公共性の高い医療機関として、市民の健康で豊かな生活に大きな役割を果たしてきている。

市民に最良の医療を提供するためには、市民が安心して医療が受けられる環境を整備するとともに、質の高い医療を継続的に提供するため、職員全員が安全管理・感染管理についての必要な知識・技術の向上はもとより、職員・患者の安全確保への高い意識を持つことが重要である。この業務指針は、当センターの 3H（※）の理念を踏まえ、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的として制定するものである。

3H

- ・Heart for public service 広く市民に信頼され、地域に貢献する公立病院をめざす。
- ・Humane 人間味あふれる温かな医療を実践する病院をめざす。
- ・High technology 高度な専門医療を提供し、優れた医療人を育成する病院をめざす。

2. 安全管理・感染管理のための組織

医療安全管理部

（1）医療センターが求められている医療機能を果たすことができるよう、安全面から医療を支え安全文化の醸成に取り組むことを目的に医療安全管理部を設置する。部内には医療安全管理室と院内感染防止対策室を設ける。

医療安全管理室では、医療安全確保のための年間業務計画書を作成している。

医療安全に関する相談対応や週 1 回の定期的なカンファレンスを実施し、その内容を記録する。

他、計画に基づいた定期的な院内ラウンドや事例ごとに院内ラウンドを実施し、評価した内容を記録する。

週 1 回の定期的なカンファレンスには医療安全管理室に配属されている者が参加する。

院内感染防止対策室では「院内感染対策指針」に基づき感染防止対策を実施する。

（2）医療安全管理者に医師、看護師、医薬品安全管理責任者に薬剤師、医療機器安全管理責任者に臨床工学技士、院内感染管理者に感染管理認定看護師、その他医師、看護師、事務職員で構成する。

(3) 医療安全管理部の役割は、次のとおり。

- ① 主な委員会の事務局
- ② 患者重症化防止及び安全対策
- ③ 医事紛争への対応
- ④ 医療事故の公表等の対応
- ⑤ 医療安全管理の情報発信
- ⑥ 地域医療機関および十三市民病院との連携
- ⑦ 感染防止対策

医療安全管理委員会

医療安全管理委員会に関する規約第1条に基づき設置する。

(参考)

医療安全管理部は日々、各部門から報告事例を収集したもののうち、本委員会で検討が必要と判断される事例を共有し、対策案を策定する。

また、マニュアル・ガイドラインの見直しや修正、医療安全管理研修の企画や実施等にあって、本委員会に提案し、審議する。

医療安全委員会

医療安全委員会に関する規約第1条に基づき設置する。

院内死亡事例検討会

院内死亡事例検討会開催要項第1条に基づき設置する。

院内感染防止対策委員会

院内感染防止対策委員会に関する規約第1条に基づき設置する。

用語の定義

- ・医療事故

医療の過程において患者及び医療従事者等に発生した望ましくない事象をいう。医療提供側の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。

- ・医療過誤

医療事故の一類型で、医療従事者の医療の遂行において、過失があった場合や医療の準則に違反して、患者等に被害を発生させた行為をいう。

- ・医事紛争

医療に関わって患者等との間で発生したトラブルや苦情の事象をいう。医療事故や医療過誤の場合に加えて、それらに該当しない事象も含む。

- ・医療安全管理者

医療安全に関する十分な知識及び技能を有する者として、医療安全管理部を構成する職員の中から病院長の指名により選任され、組織横断的に活動し、全部門・全職員に対し医療安全に関わる介入を行う。当センター全体に係る医療安全管理の企画立案、実行、評価等の組織横断的な活動に専ら従事する者をいう。

- ・医療機器安全管理責任者

医療機器の安全使用を確保する責任者であり、病院長の指名により選任され、組織横断的に活動し、全部門・全職員に対し医療機器の安全使用に関わる介入を行う。

- ・医薬品安全管理責任者

医薬品の安全管理に関わる責任者であり、病院長の指名により選任され、組織横断的に活動し、全部門・全職員に対し医薬品の安全使用に関わる介入を行う。

- ・院内感染

医療施設において患者が原疾患とは別に新たに患った感染症および医療従事者等が医療施設内において感染した感染症のことである。院内感染は、人から人へ直接、又は医療器具等を媒介して発生する。

- ・感染管理認定看護師

感染対策における高度な専門知識や実践力をもつと認定された看護師で、医療関連感染サーベイランスの実践、施設の状況の評価、感染予防・管理システムの構築などを行う。

3. 職員に対する医療に係る安全管理のための研修に関する基本方針

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的手法、安全意識等を全職員に周知徹底することを通じて、医療安全水準を向上させることを目的とし、年2回以上全職員を対象として、実施する。

研修を実施した際、開催日時や研修項目等を含む実施記録を作成し、保管する。

4. 医療事故等の報告

- (1) 職員は、自らが認識した医療事故やインシデント事例について、運用するインシデント報告システムにより報告しなければならない。
- (2) 原則として個人の責任を問うものではなく、当該者を含むチーム全体の問題と捉えており、報告した行為について不利益は及ばない。

5. 医療事故発生時の対応

医療過誤や医療事故が発生したときは、被害を最小限にとどめるための処置を、全職員が協力して、全力で講ずるとともに、別に定める「医療事故発生時対応マニュアル」に従って、適切な対応をとらなければならない。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧

本業務指針については、患者及び家族等に対して、その閲覧に供することを原則とし、総合医療相談窓口に備え付けるなどして、患者等が容易に閲覧できるように配慮する。

7. 患者からの相談への対応

- (1) 患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、院内に総合医療相談窓口を常設する。
- (2) 総合医療相談窓口の活動の趣旨、設置場所等について、患者等に明示する。
- (3) 総合医療相談窓口の活動に関し、相談に対応する職種、相談の運用、相談依頼書の様式等に関する運用基準を整備する。
- (4) 相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切に配慮を行う。
- (5) 苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理部に報告し、当センターの安全対策の見直し等に活用する。

8. その他医療安全の推進に関する取り組み

- ・医薬品の安全使用に関する取り組み
- ・医療機器の安全管理に関する取り組み
- ・医療放射線の安全管理に関する取り組み
- ・高難度新規医療技術評価委員会への参加